

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成28年2月23日（火）18:09～18:27
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- |    |       |                    |
|----|-------|--------------------|
| 委員 | 鈴木 亘  | 学習院大学経済学部経済学科教授    |
|    | 原 英史  | 株式会社政策工房代表取締役社長    |
|    | 本間 正義 | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 |

#### <関係省庁>

- |       |                                      |
|-------|--------------------------------------|
| 長田 浩志 | 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部<br>生活衛生課長    |
| 吉岡 明男 | 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部<br>生活衛生課課長補佐 |

#### <事務局>

- |       |                 |
|-------|-----------------|
| 川上 尚貴 | 内閣府地方創成推進室室長代理  |
| 藤原 豊  | 内閣府地方創生推進室次長    |
| 竹内 重貴 | 内閣府地方創生推進室企画調整官 |

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 クールジャパンに関わる外国人材の受入促進について
- 3 閉会

---

○藤原次長 それでは、すみません、ちょっと時間が押しまして恐縮でございます。

委員の方々に御指摘を頂戴して、そのペーパーは、昨日、厚生労働省にお届けいたしました。それに対する御回答を早速お持ちいただいたということになっております。

八田座長はお休みでございますので、代理として、原委員のほうで司会進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○原委員 どうもありがとうございます。

昨日、事務局からお伝えをいたしましたけれども、これまで過去1年ぐらいしてきた議論の延長上で、特にその後、さらにインバウンド対応というニーズが高まっているということ踏まえて、こんな文案を作ってお投げをしましたということでもあります。

それで、今頂いている御意見が、ネイルと着付けのところは構わないけれども、まつ毛エクステンションとヘアカットのところは外してほしいと、そういう御意見でいらっしゃるんですね。

それで、ここの御意見については、今頂いているので言うと、雇用市場への影響ということでもありますけれども、これもこれまでの議論の中でも再三お話をしてきましたように、インバウンド需要がこれだけ高まってきているということを背景にしたお話でありますので、むしろ、外国人の観光客が、今日本でこういったサービスを受けようとしても、言葉の問題、その他の制約で、中々サービスが受けられないという状態があるというニーズがあるわけでありまして、むしろ、そのニーズを拡大していく、お客様の拡大をしていくということに資するのではないかと。

それで、国内の美容師のお仕事を奪うとかそういうことではなく、むしろ、市場の幅を広げていく話だと思いますので、これまでもずっと申し上げているように、そんな御懸念はないと思いますよということをおっしゃっているわけでありまして、少なくとも、今回ここで決定をしようとしているのは、これでもうやりましょうということを決めるということではなくて、今後、そういったことを検討していきましょうということでもありますので、ニーズがあることについて、仮に国内の美容師の仕事、雇用市場への影響ということをお懸念されるのであれば、そこをどう整備をしていくのか、どういう制度化をしていくのかということは、具体的な制度化の中で検討すればいいことだと思います。

なので、少なくとも、検討事項として否定はしないでいただきたいというのが、私たちの意見でございます。

○長田課長 まず、外国人の訪日外国人観光客の方の美容ニーズというようなことについて、具体的に我々は把握しているわけではございませんけれども、そういうような御指摘があるということについては、それ自体としては受け止めさせていただきたいと思うのですが、若干論理に飛躍があるのではないかと感じておる部分がございます、と言いますのは、確かに語学の壁というようなことで、適切に対応できないケースというのは確かにあり得るのだろうとは思いますが、日本の美容を受けたいといったようなニーズが外国人の方にあるのだとすれば、例えば、外国の方が資格を取られて、資格を取立てというような方が、そのサービスを提供するというよりは、本来的には、日本で長く美容に従事した方が、例えば、うちの関係業界などでも、例えば、風呂屋などは、多言語で御案内できるようなものを作ったりとかして、そういった形で受入れ体制というのを整えているというところがございますので、そういった形で対応していくということが本筋ではないかと考えておまして、外国人の観光客の方のニーズがあるから、直ちに外国人の美容師でそこに対応していくということはちょっとどうなのかなと。

ということになれば、およそ訪日外国人観光客のサービスを受けたいというニーズは、そのために、それぞれの分野で、外国人を受け入れていくのかといったことになりはしないかということを感じております。

あと、入管政策との関係におきましては、私どもの理解しているところでは、美容師は、当然国家資格ということでありますので、一定の技能を持った資格者だというふうに当然所管の立場としては持っておりますけれども、入管政策全体の兼ね合いの中では、美容師の資格を取るだけの養成校というのは、各種学校の位置付けということでありまして、学歴要件を満たさないというようなことをごさいますので、単純に美容師養成施設の2年間を経て、そして、美容師の資格を取りましたというところで、全面的にそれを就労として認めていくというところについては十分慎重に考えないといけないのではないかと、いうふうに思っているところをごさいます。

○原委員 前段のほうの、色んな対応をされているところがある、色んな対応をされる可能性があるということについては、これはもう色んなところからお話を聞いてよく承知をしまして、日本人の語学の研修をやっているところがあるのも知っていますし、それから、一方で、永住権を持っている外国人の人たちに資格を取ってもらうということを奨励してやってもらうところもあったり、そういう方を雇用しているところもあると思います。

あとは、ニーズとして出てきているのは、例えば、確かに外国人の観光客が来たときに、本当にやってもらうのは日本人のプロの人かもしれないけれども、そのお手伝いをするような人が、外国人の人がいてくれると大変助かるのではないかと、いうようなことを言っている人もいたりします。

実際の対応をされていく中では色んな対応があるのでしょうけれども、少なくともニーズとして外国人、いや、もっとこれだけインバウンドの観光客が増えてきている中で、外国人を活用できないのかという声がある中で、そこを、それは本筋ではありませんと、決めてくれるということは、別に私たちが政府の側ですべきことではないのではないかと、思いますけれども、そこは、少なくとも検討してもよろしいのではないのでしょうか。

○鈴木委員 特にヒアリングをしていて出てきたのは、やはり日本人が中国語とか韓国語をしゃべって、台湾語とかをしゃべってやるということのももちろんあるのだけれども、やはり美容というのはかなり細かい要求ですね。だから、細かいこと、ここしてちょうだい、ああしてちょうだいというのは、両方リスクコミュニケーションになる可能性があるもので、やはりきちんと母国語の人がお手伝いに入ると、いうのは結構重要で、しかも、単なる通訳ではなくて、やはり美容のことが分かっている人間でないと役に立たないので、そういうニーズがすごくあるという話は聞きました。要は、色んな創意工夫の可能性があるわけなので、どれかが本質で、どれかが本質ではないとか、いうことを別に我々が気にする必要は全くないので、検討事項のわけですから、検討の中にそれは入るのではなからうか、ということですね。実際に、九州とか、大量な船で横付けして中国人が入ってくるというときに、日本人に外国語を勉強させて、多国語の表示で対応するなど、いうことは、もうできるような状況ではないというぐらいの感じだ、というのをヒアリングなどでは聞いています。

○長田課長 検討事項とおっしゃられていますけれども、文面では、就労を認めるという

ような表現にもなっておりますので、この文面で検討事項というのは中々容認できない。  
○原委員 いやいや、そんなことはないですよ。これは全て検討事項として書いてあります。これだけではなくて、他の項目についても検討事項です。

もし、検討事項であることが明確になればいいということであれば、ちょっと今、私の持っているものと同じものを御覧になっているか分からないですけれども、そこが明確になればよろしいのではないのでしょうか。

○藤原次長 法務省からの話もございまして、2行ほど、また柱書きを書かせていただく方向です。

その2行を加えてまた始まるというような形での案を修正案として考えています。

○原委員 なので、これはその後の、これからの検討ということだと思っているのですが、ついでながら申し上げれば、これまで過去やってきた議論の中でも、御懸念されているのは大体想像はできていて、小さな美容室を経営されているようなところでやっていらっしゃる方が、外国人の美容師にお仕事を奪われるということを安い賃金で入ってきて、お仕事を奪われるというようなことを御懸念されているということだと、これまでも伺っておりましたので、そこはおそらく制度の作り方によって、外国人の美容師が、実際にどういう場所で働くような制度を作るのかとか、そういった制度の作り方によって御懸念を払拭していくことができる話だと思いますので、引き続き、御検討をまた御一緒できるといいかなと思います。よろしくをお願いします。

○長田課長 ちょっと本件に関しましては、今、具体的な案を示されるということでございますので、そこは持ち帰らせていただければと思いますが。

○原委員 むしろ、そこは本当に機会があれば、是非反対されている方々にも御説明に行きたいのですけれども、むしろ美容業界にとって、これだけインバウンドで外国人のお客さんが入ってきているところ、大きなチャンスですよと、ビジネスを広げるチャンスなので、むしろ拡大していくための機会だと思って作られたらよろしいのではないですか。決して仕事を奪ったり、マイナスになるなどという話ではないと思いますので。

○長田課長 いずれにしましても、このことが、どの程度のインパクトとしてつながっているのかということについては、慎重な見極めが必要だと思っておりますので、いずれにしましても、今日の時点では、持ち帰りをさせていただければと思います。

○原委員 はい。これは検討項目ですから、全般に、全てこれを制度化する中で、あと、何をきっちりと制度として作り込まないと問題が起きる可能性があるのかとか、そういうことは一つずつ精査をしていくということになると思っておりますので、その前提で御検討いただけましたらと思います。

○鈴木委員 私が理解している範囲では、やはり割と反対しているのは零細とか、小さな人たちが多くて、そういう人たちが、大体組合とかに入っている比率が多いわけですけれども、こういうことをやろうとしているのは割と大きなところですね。大きくて、広域で、そういう連合会みたいなものが入っていないところがやろうとしている動きになって、そ

ういう意味では、あまり競合しないですね。つまり、外国人を相手にしたいという人たちなので、それが、日本人を相手にしている零細の人たちが、そこに外国人が低い次元に入ってきてというのは、そもそも全然違うマーケットがセグリゲートされていますね。そこをうまく制度化すれば、お互い納得できる案ができるのではないかという気がしていますけれども、いずれにせよ、それはここで決めることではなくて、これから話し合っただけの制度設計すればいいだけのことなので、この時点では、この二つの文言が入ったということで、両方のニーズはマッチしているのではないかと思うのです。

○長田課長 だから、絵柄として、寄って議論をするお立場として、きれいな絵というのは既存としては書けなくはないのだろうと思いますけれども、例えば、初期の目的はそういうような形であったとして、それが、やはり環境の変化によって、その初期の目的とは違ったような形で展開がされるというようなことの懸念というものはないわけですので。

○原委員 そこは、制度の作り方次第ですよ。しっかり作りましょう。それで、状況の変化があったら、それをちゃんと見直せるような仕組みに。

○長田課長 あとは、もう一度繰り返し申し上げさせていただくと、今の入管政策上の学歴要件としては揃っていないというのがありますので、一律にそれを認めていくということについては、やはり何がしかきちんとした限定をかけるという議論はしないといけないのだろうと思っております。

いずれにしても、繰り返しになりますが、この場では、ちょっと回答は差し控えさせていただいて、持ち帰りをさせていただければと。

○原委員 それは、省としての決定があるでしょうから、もちろん、ここで1分で決めてくださいとは言いませんので。

○藤原次長 お立場上、与党審査の関係など、我々も同じ立場でございますが、委員の方がおっしゃっているように、ここには二つのことがあって、インバウンドで、こういった目的で来られている方が多いと、そのニーズに何か対応しないといけないという、その前段の部分が一つです。二つ目は、これについて、やはりその対応策、制度をどう作るかというところについてです。色んな議論があると思いますし、その書き方については、色んな細かい修正があると思いますので、また、建設的な御意見を頂戴できればと思います。いずれにせよ、一つ目のニーズのところは、是非残していただければと、そういった趣旨でございます。

○原委員 では、どうもありがとうございます。よろしく申し上げます。